

## 議案第18号

長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成30年3月6日

長与町長 吉田 慎一

### 提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の公布により所要の改正を行うもの。

長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。